平成３０年（フ）第３３号
島根県出雲市小山町355番地　コーポ小山１―305
債務者　井上　功吉
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで　松江地方裁判所出雲支部

平成３０年（フ）第３４号
島根県出雲市小山町355番地　コーポ小山１―305
債務者　井上　鈴子
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで　松江地方裁判所出雲支部

平成３０年（フ）第７４２号
札幌市東区北19条東12丁目５番10―201号
債務者　吉本　康弘
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８１７号
札幌市白石区菊水３条１丁目７番８―802号
債務者　加藤　一未
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８４２号
札幌市白石区本通16丁目南４番69号　ベルヴィコート本通16―202号
債務者　髙久　奈緒
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８５３号
札幌市豊平区月寒東２条19丁目８番６号　マイエスポワール安宅105号
債務者　足永　佳人
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８９４号
札幌市北区北26条西２丁目１番８―103号
債務者　宮下　康宏
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第９３３号
札幌市白石区菊水７条４丁目１番７号　プレス74―205号
債務者　島松　弘美
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５７号
北海道登別市常盤町１丁目30番地２
債務者　坂下　孝明
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成３０年（フ）第１０９号
釧路市星が浦大通２丁目３番３号　イオボヌール釧路Ⅲ　８号室
債務者　堀田　　光
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで　釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第１０５号
群馬県渋川市中村1205番地12　トーチューモンパレス６―101
債務者　髙平　健次
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１１７号
群馬県前橋市天川大島町1464番地６　ワイコロアヴィレッジ　G―102号
債務者　大下　靖雄
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１２７号
群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田1684番地　下野田アパート101号室
債務者　深津　隆一
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１２８号
群馬県前橋市総社町３丁目４番地２　和Ａ―202号
債務者　柳澤　　護
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第２２号
三重県松阪市小阿坂町1990番地４
債務者　平城　浩幸
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで　津地方裁判所松阪支部

平成３０年（フ）第２０号
京都府舞鶴市字公文名101番地―Ａ７号
債務者　菅　　克司
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで　京都地方裁判所舞鶴支部破産係